

構造改革特別区域計画

1 . 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大垣市

2 . 構造改革特別区域の名称

大垣市 I T エキスパート育成特区

3 . 構造改革特別区域の範囲

大垣市の全域

4 . 構造改革特別区域の特性

大垣市は、岐阜県の南西部に位置し、面積 2 0 6 . 5 2 平方キロメートル、人口約 1 6 万 6 千人の、岐阜県第二の都市である。

本市は、豊富な地下水と東西交通の要衝という地の利を生かし、繊維、化学、電気機械などの製造業の集積を背景として、県下第一の工業都市として発展してきたが、生産拠点の海外移転をはじめ、企業活動のグロ - バル化に伴い、古くから操業してきた紡績工場が閉鎖あるいは縮小を余儀なくされるなど、産業の空洞化が進んでいる。

一方で、我が国における産業構造が、I T (情報通信技術) の発展に伴って、製造業の技術革新が飛躍的に進むとともに、コンピュータ・ソフトウェアや映像・音楽など多様な媒体を統合するマルチメディア、またブロードバンドに代表される高速情報通信などの I T 関連産業が、新産業として注目されてきた。

こうした中、本市においては、I T 関連産業を次代の基幹産業と位置づけ、岐阜県と連携を図りながら新産業の育成や地域産業の高度化、さらに市民生活にかかわりの深い分野の情報化を目指して、国際的なソフトウェアの研究開発拠点となる「ソフトピアジャパン」を平成 8 年に整備した。

ソフトピアジャパンは、岐阜県が目指す高度情報基地ぎふ (情場) づくりの戦略拠点であり、情報産業の集積と産学官のグローバルな連携によって生まれる「交流」「連携」により、新たな情報価値を創造し、情報の産業化、産業の情報化、地域の情報化、生活の情報化、それを支える優れた人材の育成により、高度情報社会の形成と市民生活の向上を目指す取り組みを進めている。

I T 関連産業の一大集積地を形成するソフトピアジャパンは、ソフトウェアやコンテンツの開発に欠くことのできない I T 技術者やクリエイターの育成が重要な課題となっている。このため、企業の I T 人材のニーズにあった各種研修プログラムを実施する全国マルチメディア専門研修センター (I N I T S) が設置されたほか、

科学と芸術を融合したメディアアートの創造を図る「高度な表現者」を育成する教育機関として、IAMAS（情報科学芸術大学院大学、岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー）が開学している。

本市において岐阜県との連携によりソフトピアジャパン・プロジェクトが進められる中、平成6年度からは、本市を含む西濃地域をモデル地域に、岐阜県との共同事業として、「21世紀型情報都市地域整備構想」を推進してきた。

この構想は、ソフトピアジャパンを核とした情報価値の生産性の高い「21世紀型情報都市地域」の整備を進め、マルチメディアのもつ優れた機能を最大限に生かしながら、安心、便利、快適で活力のある社会をつくるバリアフリー社会の構築と、21世紀の生活を楽しむベターライフ社会を構築し、日本一住みやすい岐阜県づくりを実現しようとするものである。

この構想のもとに、本市では、地域の情報化を推進する拠点施設として、総務省（旧郵政省）及び岐阜県の「自治体ネットワーク施設整備事業」の補助を受け（平成7年度～9年度）「大垣市情報工房」を整備した。

大垣市情報工房は、光ファイバーなどの情報通信ネットワークを活用して、市役所や学校をはじめとする公共施設に、行政、教育、福祉、文化など市民生活に関連する情報を提供する情報受発信機能と、21世紀の高度情報社会を担う個性的で独創性豊かな人材を創出する人材育成機能を有している。

また、平成14年には、高度情報化社会を担う人材育成プロジェクトの一環として大垣市IT学校「IT致道館」を開設し、小学校5～6年生を対象に、プログラムによるロボット制御やホームページ作成などの学習を展開している。このほか、広く一般市民の情報リテラシー向上を目指す、各種のパソコン研修などを開催している。

さらに、平成14年3月には、国における「e-Japan戦略」の推進、「岐阜県IT戦略」の策定などを受け、本市における電子自治体の推進、高速大容量のインターネット環境の整備や市民の情報に対する技術や認識の向上施策を、より一層積極的に推進するため、「大垣市IT戦略計画」及び「IT戦略計画アクションプログラム」を策定した。IT戦略計画では、戦略目標を「つながる・ひろがる・ふかまる 10万人ネットワーク市民によるアクティブ大垣づくり」とし、ネットワーク市民（ネチズン）の創出、行政分野におけるIT活用、コミュニティ分野におけるIT活用、産業分野におけるIT活用施策を推進している。

本市における、これまでの地域情報化への具体的な取り組みは、市民のマルチメディアへの関心や、産業界の新産業に対する関心を一層高くしているものと考えられる。

本市では、工業都市から21世紀における情報都市への質的な転換を図っていくため、本特区計画の実施により情報社会を先導する人材を育成し、高度情報都市づ

くりを進めていくものである。

このため、本市は、平成17年11月22日付けで内閣総理大臣から、「大垣市ITエキスパート育成特区」の認定を受け、本市と地域経済の持続的な発展と地域社会を担う優れた人材の育成を目指す協定を交わした岐阜経済大学が、規制の特例措置に基づく初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の講座を開設してきたところである。

なお、同大学の活用している特例措置は、平成18年8月14日施行された情報処理技術者試験規則の改正により、全国展開されたところである。

5. 構造改革特別区域計画の意義

「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」は、情報処理に関する技術者としての「知能・技能」の水準がある程度以上であることを認定する国家試験のうち、最も基本となる試験として位置づけられている。

これらの試験に合格するためには、コンピュータの基礎知識のほか、著作権などの法律問題まで広い範囲の知識が必要となり、これらを体系的に学習することが求められていることから、本特例措置を活用することは、高度なIT人材に向けた試験合格を目指すきっかけづくりになるものであり、さらには、IT関連企業への就職を目指す学生等が増加することにより、IT関連企業や既存ものづくり産業の活性化により、地域経済の発展を図ることができる。

このたび、新たに当該規制の特例措置を受けようとする株式会社日立システムアンドサービスは、ソフトピアジャパンセンタービルに入居する企業で、高度なIT人材の育成を通じて、地域の情報産業をリードし、本市のまちづくりに貢献するものである。

6. 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域計画の認定を受け実施する「大垣市ITエキスパート育成特区」は、「初級システムアドミニストレータ試験」や「基本情報技術者試験」の国家試験合格を目指すきっかけづくりとなり、学生の就職支援や社会人のキャリアアップを促すこととなり、本市におけるIT人材の層を厚くするものである。

岐阜県においては、「スイートバレー・情場形成特区」の認定を受け、ソフトピアジャパンにおけるIT技術者の集積を5,000人規模とする取り組みを進めており、本特区計画の実施によるITスキルの高い人材の充実、ソフトピアジャパンをはじめ企業における人材確保を容易なものとし、企業内でのITを活用した先端技術の研究・開発を推し進めるものである。

これら企業活動の活性化は、本市における地域経済全体への波及効果をもたらし、経済活動の底上げにつながるものである。

さらに、本市におけるIT人材の層を厚くすることは、マルチメディアの持つ優れた機能を最大限に生かすことができる市民による、「10万人ネットワーク市民の創出によるアクティブ大垣づくり」を進めるものである。

これらの取り組みにより、IT関連産業を次代の主要産業と位置づける本市の産業振興を図るとともに、ITを活用した市民生活の向上により、本市が進める先端的な高度情報都市づくりをより一層進めるものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市が今後も飛躍し、発展し続けるためには、地域経済の活性化が重要な要素であるとともに、本市に暮らす市民、企業にとって、魅力ある地域である必要がある。

本特例措置の導入は、企業へのIT人材の供給を容易なものとし、IT活用による企業活動の活性化・効率化に寄与するほか、地域におけるITスキルの高い人材の充実を図るものである。

市民生活においては、今後も「安心」「便利」「快適」なバリアフリー社会と21世紀の生活を楽しむベターライフ社会の構築に向けて、生活の様々な分野でITの利活用が進むものと考えられる。

このような中、ITを活用できる人材は、自らがITを活用して生活の質的向上を図り、10万人ネットワーク市民によるアクティブ大垣づくりの先駆者として、本市が進める情報都市づくりの一役を担うことを期待するものである。

このたび、新たに本特例措置の適用を受けて講座を開設しようとする株式会社日立システムアンドサービスは、新たな価値と可能性を持った様々な形の優れたソリューション（システムとサービス）を積極的に創造し提供することによって、情報産業をリードする地位を獲得することを経営理念としており、本講座の開設により、IT人材育成のリーダー役を担い、地域産業を牽引するものである。

8. 特定事業の名称

1131(1143) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

1132(1144) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

地域経済の持続的発展と地域社会を担う優れた人材の養成を目指して本市と協定を交わした岐阜経済大学が、情報処理技術者試験規則の改正により全国展開さ

れた規制の特例措置に基づく初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の講座を、引き続き本市と連携しながら運営する。

また、本市においては、大垣市IT戦略計画の目標とする「つながる・ひろがる・ふかまる 10万人ネットワーク市民によるアクティブ大垣づくり」の実現に向けて、ネットワーク市民（ネチズン）創出、行政分野におけるIT活用（e-ガバメント）、コミュニティ分野におけるIT活用（e-コミュニティ）、産業分野におけるIT活用（e-インダストリー）の4つの施策分野の各種事業を推進する。

また、これら事業の実施とともに、本特区計画を活用してさらなるスキルアップを図ろうとする人材の活躍により、高度情報都市・大垣の実現を目指すものである。

別紙 1

1 特定事業の名称

番号 1131(1143)

名称 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

株式会社日立システムアンドサービス

所在地：岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地の7 センタービル

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)

所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7 江原ビル5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

ア.「初級システムアドミニストレータ試験講座(新入社員)」(CIW併用コース)
別添資料1のとおり

イ.「初級システムアドミニストレータ試験講座(実務経験者)」(CIW併用コース)
別添資料2のとおり

(2) 修了認定の基準

ア.民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ.有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

なお、当該試験の問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査の結果認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が

提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について修了を認定するものとする。

（３）修了認定に係る試験の実施方法

- ア．修了認定に係る試験は、日本CIW普及育成協議会（JACC）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。
- イ．上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ．修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ．修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本CIW普及育成協議会（JACC）が行うものとする。ただし、日本CIW普及育成協議会（JACC）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ．講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に通知する。

（４）民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「CIWアソシエイト」

試験科目：「CIWファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール

(E)	e ビジネスの設計	1	E コマース
		2	マネジメント・ナレッジ
(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの活用に関する共通的知识を免除するものである。

別紙 2

1 特定事業の名称

番号 1132(1144)

名称 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 講座の開設者

株式会社日立システムアンドサービス

所在地：岐阜県大垣市加賀野4丁目1番地の7 センタービル

(2) 修了認定に係る試験の提供者

日本CIW普及育成協議会(JACC)

所在地：東京都千代田区鍛冶町1-5-7江原ビル5F

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画が認定された日

4 特定事業の内容

(1) 経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画

当該講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。

ア.「基本情報技術者試験講座(新入社員)」(CIW併用コース)

別添資料3のとおり

イ.「基本情報技術者試験講座(実務経験者)」(CIW併用コース)

別添資料4のとおり

(2) 修了認定の基準

ア.民間資格を取得するための試験「CIWファンデーション」試験を受験し、これに合格することによって認定される「CIWアソシエイト」資格を取得した者で、かつ履修計画にある認定講座に7割以上出席した者に対し、修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。

イ.有資格者に対し修了認定に係る試験を実施し、日本CIW普及育成協議会(JACC)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定するものとする。

なお、当該試験の問題が、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の審査の結果認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合

格基準を満たした者について修了を認定するものとする。

(3) 修了認定に係る試験の実施方法

- ア．修了認定に係る試験は、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が作成し、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認定された問題を使用し、実施するものとする。
- イ．上記アに関連し、当該の試験問題が、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）の審査によって認められなかった場合は、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施する。
- ウ．修了認定に係る試験の会場は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者が特別区域内に指定した施設とする。
- エ．修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けようとする者のうち、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が行うものとする。ただし、日本C I W普及育成協議会（J A C C）が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。
- オ．講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験結果については、当該民間資格の取得を証する写しと併せて、独立行政法人情報処理推進機構（I P A）に通知する。

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：「C I Wアソシエイト」

試験科目：「C I Wファンデーション」

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり

	出題分野		試験項目
(A)	インターネットの概論	1	インターネット・コンセプト
		2	インターネット・インフラ
(B)	インターネットの利用	1	Web コンセプト
		2	Web サービスの利用
		3	データ・リサーチ
(C)	インターネットのメディア	1	オブジェクト・データ
(D)	セキュリティの技術	1	セキュリティ・リテラシー
		2	セキュリティ・マネジメント
		3	セキュリティ・テクノロジー
		4	ファイアウォール
(E)	e ビジネスの設計	1	e コマース
		2	マネジメント・ナレッジ

(F)	ネットワークの基礎	1	ネットワーク・コンセプト
		2	ネットワーク・アーキテクチャ
(G)	ネットワークの設計	1	ネットワーク・コンポーネント
		2	ネットワーク・テクノロジー
(H)	インターネットワーキング	1	インターネット・アーキテクチャ
		2	ネットワーク・デザイン
		3	ネットワーク・マネジメント
(I)	インターネットサービスの構成	1	サービス・コンポーネント
		2	サービス・コンポーネント
		3	サービス・コンポーネント
(J)	システムの開発	1	サーバサイド・スクリプト
		2	データベース
(K)	サイト開発の基礎	1	サイトデザイン・コンセプト
		2	HTML
(L)	サイト開発の実践	1	HTML コーディング
		2	HTML コーディング
		3	HTML コーディング
		4	HTML コーディング
(M)	サイト開発の応用	1	ツールの使用
		2	拡張言語テクノロジー
		3	拡張言語テクノロジー

当該民間資格を取得するための試験の使用言語：日本語

当該民間資格を取得するための試験の提供開始日：2001年6月

5 当該規制の特例措置の内容

本特例措置は、内閣総理大臣の認定を受けた講座の修了を認められた者が、当該認定講座の修了を認められた日から1年以内に、基本情報技術者試験を受験する場合には、情報処理技術者試験規則別表に掲げる当該試験に係る試験の科目のうち第1号に規定する情報処理システムに関する基礎知識及び第2号に規定する情報処理システムの開発に関する共通的基础知識を免除するものである。